

勤務条件について（会計年度任用職員）

令和6年1月1日現在

任用期間		任用要件に応じて設定されます。 例：療養休暇等の代替であれば、本務者の療養休暇の期間を限度。 育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の育児短時間勤務の期間を限度。 ※任用期間の途中で任用事由がなくなった場合は退職となります。	
勤務時間		週29時間以内で、任用要件に応じて設定されます。 例：療養休暇等の代替であれば、本務者の担当授業単位数等に応じて設定。 育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の勤務がない時間数に応じて設定。 ※任用事由の状況が変わることにより、任用の時間が減ることもあります。 ※週当たりの勤務時間は、（担当授業単位数×1.5※小数点以下切り上げ）です。 週3コマ分の授業を担当する場合には、 $3 \times 1.5 \div 5$ 時間が週当たりの勤務時間となります。	
週休日		土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）など ※ 週の勤務時間・職種などに応じて異なります。	
休暇	年次休暇	1箇月継続勤務 最大2日、3箇月継続勤務 最大3日 ※ 1箇月継続勤務で付与された日数を含む 6箇月継続勤務 最大10日 以降、1年継続勤務ごとに2～20日を付与 ※ いずれも全勤務日の8割以上出勤した場合に限る	
	その他休暇	療養休暇、生理休暇、出産休暇、忌引休暇、慶弔休暇、夏季休暇、子の看護休暇、育児参加休暇、出生サポート休暇（不妊治療休暇）、短期介護休暇、特別休暇、無給休暇、育児（部分）休業 ※ 週の勤務日数などによって、正規職員に付与される日数と異なる場合があります。	
給与	基本報酬等 （報酬＋地域手当）	経験年数等によって決定され、報酬区分は次のとおりです。 ・ 週29時間かつ任期3月以上の場合…月額 ・ これ以外で、1日の勤務時間が7.75時間の場合…日額 ・ その他…時間額	
		※ 報酬額については今後、常勤の給与改定に伴い変更の可能性があります。	
	期末手当、加給		6月1日・12月1日の時点で一定の要件（週当たりの勤務時間が15.5時間以上で任期6月以上）を満たす場合は、期末手当・加給（常勤の勤勉手当に相当する額）の対象となります。
	その他手当、費用弁償		通勤手当相当額、特別支援学校教員業務手当（特別支援学校で教育活動に直接関わる職員のみ支給。常勤の教諭に係る支給額（月額18,600円）を勤務時間で割り落し）など
	支給日	給料及び諸手当	毎月16日（当該日が週休日等にあたる場合は、前後します。）
		期末手当、加給	6月30日、12月10日（当該日が週休日に当たる場合は、前後します。）
	退職手当		支給なし
社会保険		次のすべての要件を満たす場合には、社会保険（※）に加入します。 （※）健康保険：公立学校共済組合 年金制度：厚生年金（日本年金機構） ① 週の所定労働時間が20時間以上 ② 2か月を超えることが見込まれること ③ 賃金の月額が、8万8千円以上見込まれる ④ 学生ではない ※40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。	
雇用保険		次のすべての要件を満たす場合には、雇用保険に加入します。 ① 週の所定労働時間が20時間以上 ② 任用日数が31日以上	
災害補償		公務上、通勤途上の災害に「労働者災害補償保険法」が適用されます。	
服務		地方公務員法の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。	
その他		・ 報酬から所得税、住民税、共済掛金・厚生年金保険料等を控除して支給 ・ 任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給 ・ 児童手当は、住所地の市区町村への請求により支給	